

令和3年度独立行政法人経済産業研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人経済産業研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人経済産業研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人経済産業研究所(以下「研究所」という。)における令和2年度の契約状況(少額随意契約の基準額以上のもの。)は、表1のようになっており、契約件数は37件、契約金額は391,149,959円である。また、競争性のある契約は29件(78.4%)、237,872,493円(60.8%)、競争性のない契約は8件(21.6%)、153,277,466円(39.2%)となっている。

令和元年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに増大した(件数は300.0%の増、金額は1,268.9%の増)。その要因としては、①第五期中期目標期間中の中期計画において掲げた「文理融合・学際的な分析・研究等の実施」に基づき、新たに京都大学(大学院医学研究科附属ゲノム医学センター)との間に締結した大型の共同研究契約(新型コロナウイルス流行の実態解明に向けた医学-社会科学融合型研究)を新たに締結したこと、②次期経済産業研究所遠隔操作システムが調達不調となり、新たな調達手続きを完了するまでの間、現行システムの延長契約を行わざるを得なかったこと、③新型コロナウイルス感染拡大に伴い、在宅勤務システム等を急ぎ構築するなど情報システム系の新規作業量の急増に伴い、次期PC-LAN基盤システム運用開始作業が遅れ、次期システム運用開始までの間、現行システムの延長契約を行わなければならなかったこと、④令和元年度まで公募により毎年単年度契約で調達していたデータ使用許諾契約(企業(概要)情報データ)について、提供可能性のある事業者と鋭意交渉を重ねたところ、4年間の複数年度契約とすることで実質13,640,000円の節減効果のあるデータ使用許諾契約締結が可能となったことが挙げられる。なお、これらの全ての案件について、事前に契約監視委員会委員の意見を聴取し、内諾を得た上で、随意契約により調達を行った。

表1 令和2年度の研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(30.0%) 9	(40.2%) 0.76	(40.5%) 15	(24.5%) 0.96	(66.7%) 6	(25.6%) 0.20
企画競争・公募	(63.3%) 19	(53.9%) 1.02	(37.8%) 14	(36.3%) 1.42	(△26.3%) △5	(38.7%) 0.40
競争性のある契約(小計)	(93.3%) 28	(94.1%) 1.79	(78.4%) 29	(60.8%) 2.38	(3.6%) 1	(33.1%) 0.59
競争性のない随意契約	(6.7%) 2	(5.9%) 0.11	(21.6%) 8	(39.2%) 1.53	(300.0%) 6	(1,268.9%) 1.42
合計	(100%) 30	(100%) 1.90	(100%) 37	(100%) 3.91	(23.3%) 7	(106.0%) 2.01

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対前年度伸率である。

(2) 研究所における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は16件(全体の55.2%)、契約金額は182,762,179円(同76.8%)となった。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数・金額ともに増大した(件数は60.0%の増、金額は48.0%の増)。その要因としては、①委託調査にあつては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、勤務形態の変更による影響を受け、リソース確保が困難で応札を見送ったとのこと、②広報誌印刷業務にあつては、他の請負業務とスケジュール調整がつかないため応札を見送ったとのこと、③データベース購入・利用にあつては、社内での働き方改革による業務の見直しによって、参考見積の提出も辞退するとのことなど、聴き取り調査の結果から、新型コロナウイルス感染症の流行による影響と過去に複数回入札に参加したが落札に至らない場合、落札の可能性が低いと考え、参加回避の判断があったものと思われる。

表2 令和2年度の研究所の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	18(64.3%)	13(44.8%)	△5(△27.8%)
	金額	0.55(30.9%)	0.55(23.2%)	△0.00(△0.2%)
1者以下	件数	10(35.7%)	16(55.2%)	6(60.0%)
	金額	1.24(69.1%)	1.83(76.8%)	0.59(48.0%)
合計	件数	28(100%)	29(100%)	1(3.6%)
	金額	1.79(100%)	2.38(100%)	0.59(33.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対前年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、委託調査関係及び情報システム関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

・委託調査に関する調達

総合評価落札方式による委託調査の調達について、応札者が提案書を作成する十分な時間的余裕がなく一者応札となることを避けるため、令和3年度においては、丁寧な趣旨説明を行うとともに入札説明会から入札締切までの期間を必ず15日間以上とすることで、適切な調達を目指す。

【総合評価落札方式による委託調査の調達について、入札説明会から入札締切までの期間が15日未満のものを0件にする。】

・情報システムに関する調達

情報システム系大型案件の調達にあたっては、競争性の確保、品質の向上、費用の節減に資するため外部専門家による調達業務全般の支援業務を導入する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、随意契約検証総括責任者に報告し、判断を求めることとする。随意契約検証総括責任者は、案件の重要度に応じて契約監視委員会に必要な助言を求める。

ただし、緊急を要し止むを得ない事情がある場合においては、随意契約検証総括責任者の判断に従うこととし、案件の重要度に応じて事后可及的速やかに契約監視委員会に報告することとする。

【緊急を要し止むを得ない事情がない場合で、軽微な案件を除き、契約監視委員会の助言を受けずに新たに競争性のない随意契約を締結する件数を0件にする。】

(2) 不祥事発生の未然防止のための取組

入札により調達をしようとする場合には、調達関係者は、総務ディレクター又は総務副ディレクターが出席する入札検討会を公示前に開催し、総務ディレクター又は総務副ディレクターのチェックを受けながら入札手続を進めることとする。

【緊急を要し止むを得ない事情がない場合に、調達関係者と総務ディレクター又は総務副ディレクターが出席する入札検討会を公示前に開催しないで実施する入札件数を0件にする。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度の業務実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務ディレクターを総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務ディレクター
副総括責任者	総務副ディレクター
メンバー	管理担当マネージャー

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約及び一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。